

# 福祉車両について

連載第4回

『福祉タクシー』

今回は「福祉タクシー」と「福祉タクシー券」について取り上げたいと思います。

昨今の社会情勢の変化（高齢化社会やバリアフリーの考え方の普及）からタクシーが、しょうがいを持った方々や高齢の方々の身近な交通手段として利用されるようになりました。

その中で「福祉タクシー」は、しょうがいを持った方々の外出を支援するために、自治体が料金の一部を助成するタクシーのことです。熊本で言えば、市が実施している「障がい者福祉タクシー券」を利用してタクシーを利用する事であり、リフト付きのタクシーでなく、普通車両のタクシーでも、「福祉タクシー」ということになります。

また、「福祉タクシー券」は、重度の障がいがある方々の生活の拡大及び社会参加の促進を図るため、熊本市が「障がい者福祉タクシー券」を交付してタクシー料金の一部を助成する制度です。種類や交付の対象者などは下記の通りになります。

## ○種類

1. 普通タクシー用…1回の乗車につき360円が助成。
2. 患者等輸送限定車（リフト付タクシー等）用…1回の乗車につき小型車なら490円、中型車なら1,080円、大型車なら1,350円を助成。（下肢・体幹障害のため車いす等を使用し、リフト付タクシーでなければ移動困難な方に限る。）
  1. 2のいずれかを選択し、1は年間49枚、2は年間36枚（1枚につき小型・中型・大型どれでも利用可能）を上限として交付され、交付年度内が有効期限になります。

## ○対象者

熊本市内に住所を有し、かつ所得税を課税されていない方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

1. 身体障害者手帳の障害程度1級または2級の方。
2. 療育手帳の障害程度がA1またはA2の方。
3. 精神障害者保健福祉手帳の障害程度が1級または2級の方。

## ○手続きに必要なもの

1. 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
2. 印鑑。（代理申請の場合は、本人と代理人それぞれの印鑑。）
3. 所得証明書（省略できる場合もあります）



熊本市の障がい保健福祉課や各総合支所、保健センターで申請を行うことが出来ます。費用は無料です。通院や外出など、生活の中で必要とされる移動手段として、是非「福祉タクシー」を活用してほしいと思います。

..... 私たちも応援します 街の風 .....

### （有）くまもと有機の会

〒861-3202 上益城郡御船町大字小坂字須崎1259-2  
TEL 096-281-7355 FAX 096-281-7388

### （有）斉藤自動車センター

〒861-1112 合志市須屋670-1  
TEL 096-345-1155 FAX 096-344-8916

### 清水電気工業（株）

〒862-0962 熊本市田迎1-1-20  
TEL 096-370-1212 FAX 096-378-6713

### （株）西部観光

〒862-0976 熊本市九品寺1-5-3-2F  
TEL 096-361-1188

### （有）大成電気商会

〒862-0913 熊本市尾ノ上3丁目6-6  
TEL・FAX 096-382-2666

### （医）南郷谷整形外科医院

〒869-1602 阿蘇郡高森町高森2186-1  
TEL 0967-62-3351  
URL <http://www.coara.or.jp/~takekou>